## 平成17年3月定例会会議録(第3号)

平成17年3月9日 水曜日 午前10時00分開議

鈴 木 良 雄 議 長 佐々木 謙 二 副議長

# 出席議員(20名)

	1 擂	手	<del>;</del>	妻		昇	議員		2 番	内	谷	重	治	議員
	3 翟	大	道	诗		信	議員		4 番	谷		栄	子	議員
	5 翟	<b>替</b>	<b>\day</b>	木	謙	_	議員	(	6 番	安	部		隆	議員
	7		•	田	義	昭	議員		9 番	蒲	生	光	男	議員
1	0 翟	<b>香</b> 涉		谷	佐	輔	議員	1	1番	髙	橋	孝	夫	議員
1	2 翟	雪 小	١	関	勝	助	議員	1	3 番	大	沼		久	議員
1	4	<b>新</b>	;	木	小	市	議員	1	5 番	藤	原	民	夫	議員
1	6 翟	<b>新</b>	;	木	武	次	議員	1	7 番	蒲	生	吉	夫	議員
1	8 翟	<b>替</b>	<b>\day</b>	木	榮	七	議員	1	9 番	島	田	友	市	議員
2	0 霍	<b>新</b>	,	木	新	助	議員	2	1番	鈴	木	良	雄	議員

欠 席 議 員 (1名) 8番 鳥 谷 政 一 議員

# 説明のため出席した者

目	黒	栄	樹	市			長	長名	部	宇	_	助				役
佐	藤	義	夫	収	入		役	佐	藤		仁	総理	務課· 委員?	長事	東選李 事務原	業管 号長
松	本		弘	財	政	課	長	中	井		晃	企	画調	<b>司</b>	整課	長
梅	津	敏	昭	税	務	課	長	小	泉	良	_	市	民		課	長
船	Щ	祐	子	健	康	課	長	宇津	木	正	紀	褔	祉 事	事	務所	長
勝	見	健	_	会	計	課	長	鈴	木	国	男	消	防		主	幹
飯	田	武	志	監	查	委	員	田	中	勝	男	教	育	委	員	長
飯大	田滝	武昌	志利	監教	查 育	委	員長	田安	中部	勝嘉	男徳		育 挙 管	委 理員		
	滝				育		長									
大	滝	昌		教	育委員		長	安	部	嘉	徳	選委	挙 管		委員	会長
大長名	滝	昌惣		教農 業	育委員	会 会	長長	安梅	部津	嘉 和	徳士	選委農建	挙 管 林	理員	委課課	会長長長

学 校 給 食 堀 邦 夫 共 同 調 理 場 長 沼 澤 厚 子 監査委員事務局長

### 事務局職員出席者

 井 上 和 良 議 会 事 務 局 長
 児 玉 行 宏 補
 佐

 五十嵐 恵美子 主
 塚 田 知 広 主
 事

### 議事日程(第3号)

平成17年3月9日 水曜日 午前10時00分開議

### 日程第 1 市政一般に関する質問

15番藤原民夫議員

4番 谷 口 栄 子 議員

9番 蒲 生 光 男 議員 12番 小 関 勝 助 議員

11番 髙 橋 孝 夫 議員

本日の会議に付した事件

議事日程(第3号)に同じ

#### 開 議

鈴木良雄議長 おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告議員は、8番鳥谷政 一議員の1名であります。よって、ただいまの 出席議員は定足数に達しております。

本日の会議は、配付しております議事日程第 3号をもって進めます。

日程第1 市政一般に関する質問

鈴木良雄議長 日程第1、市政一般に関する質問を昨日に引き続き行います。

#### 藤原民夫議員の質問

鈴木良雄議長 初めに、政党代表質問を行いま す。

それでは、順次ご指名いたします。 順位6番、議席番号15番、藤原民夫議員。

(15番藤原民夫議員登壇)

15番 藤原民夫議員 おはようございます。 私は、日本共産党を代表して、目黒市長の施 政方針について質問をいたすものであります。

質問の内容は、市民の暮らしが一層大変な状況に追い込まれている昨今、市民生活への影響などから、その実態を軽視しているのではないかという問題について、市長の政治姿勢について伺うものであります。

市長は、施政方針の中でこう述べておられます。「三位一体の改革が国と地方自治体で議論

されています。権限や財源が具体的に地方に移管されることは戦後初めてであり、私は評価すべき点が多いと思っております。この改革の動きを加速させ、しっかりと定着させ、地方分権、地方主権と言われるようなあるべき地域社会をつくらなければならない」というふうに述べております。また、「国と地方の信頼関係を維持しながら三位一体の改革を着実に推進するため、安定的な財政運営に必要な地方交付税などの一般財源を確保することを基本として、地方財政対策を講じていく、こうも述べておられます。

そこで、まず、この小泉内閣が打ち出した三位一体の改革とは一体どういうものかということであります。一つは、国庫補助負担金の廃止・縮小、二つ目には国税から地方税への税源移譲、そして三つには地方交付税の見直し・縮小、この三つを一体的に改革するというものであります。

この三つのうち、地方の小さな町村ほど、また、我が長井市も例外なく、この地方交付税に頼っておるわけでありますが、この改革の名で、昨年度当初予算では地方交付税が突然かつてなく大幅に減らされ、各地の自治体が悲鳴を上げたことは記憶に新しいことであります。

長井市でも、これによって基金の取り崩しや 敬老会、公民館活動などへの補助金のカット、 各種団体活動への補助金のカットなど、財政健 全化の名のもとに大なたが振るわれたのは記憶 に新しい話であります。

逆に、地方交付税が交付されていない東京都などは痛みがなく、税源移譲の分が増収になって、東京のひとり勝ちなどとも言われているわけであります。結論を先に言えば、この三位一体改革とは、地方に配分される税金を財界や大企業が集中している都市部に集めることが目的だとも言われるゆえんであります。

こうした政府の地方交付税のさらなる削減をねらう財務省に対して、全国知事会や全国町村